

厚生労働省発医薬 1204 第 50 号
令和 5 年 12 月 4 日

薬事・食品衛生審議会
会長 奥田 晴宏 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

諮 問 書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の 1 及び 2 の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 別添に掲げる化学物質に係る法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質の指定について
- 2 別添に掲げる化学物質を法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う、法第 24 条第 1 項の政令で定める製品、法第 25 条の政令で定める用途及び法第 28 条第 2 項の政令で定める製品の指定について

(別添)

番号	化学物質名
1	メトキシ [2, 2, 2-トリクロロ-1-(メトキシフェニル) エチル] ベンゼン (別名メトキシクロル)
2	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)
3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(2-メチルブタン-2-イル) フェノール (別名UV-328)